

「障害者権利条約 障がい者が働くこと」 シンポジウム開く

2月8日 三多摩協議会・多摩稲城分会

地域の労働組合としてなにができるのか

2020年2月8日、CU東京三多摩協議会多摩・稲城分会は、障がい者が働くことをテーマに、多摩市の永山公民館で、4人のパネリストによるシンポジウムを開きました。シンポジウムを開いた目的は、地域の労働組合として、障がい者権利条約でうたっている、障がい者差別の解消と障がい者への合理的配慮の徹底が、職場のあらゆる差別やハラスメントの根絶の基本だと考えたからです。排除のない社会を作るために、地域の労働組合として、労働相談の前になにができるかを探るため、今回のシンポジウムを企画しました。当日は、狭い会場が満席になるなど、地域の関心の高さが伝わってきました。

4人のパネリスト 障がい者が自立して、安心して働き暮らせる 地域と国にしていこう

4人のパネリストの「話題提供」は、まず、障都連の市橋博さんが、障がい者権利条約と国内外の動きについて報告をし、ハンディを持った障がい者が、安心して働く権利を保障するために「合理的配慮」があること、一人一人の障がい者にあった労働の保障、職場環境の改善や街づくり、福祉的就労の拡充



などを訴えました。

多摩市議会議員の安斉さんは、多摩市議会での差別解消の取り組みについて、「障がい者が生き生きとくらせるまちづくり」をテーマに障がい者就労支援事業の拡充など、粘り強い取り組みを報告しました。現場で働く障がい者の立場から、間島隆文さんは、就労の実態について報告しました。

保護者の立場から、小野塚洋行さんは「障がい者の娘と向け合っ」として、我が子を理解することを通じて、清瀬・わかば家族会の地域での奮闘を紹介しました。

4人のパネリストのみなさんは、障がい者が自立して、安心して働き暮らせる地域と国にしていこうと熱い想いを語りました。会場の参加者のみなさんからも熱心な意見がだされ、有意義な交流をすることができました。



CU東京 春の拡大決起集会
3月27日（金）17時～19時30
ラパスホール

講演 学んで闘おう！
 挨拶・交流・懇親

コミュニティユニオン東京

CU東京の労働相談活動に期待します
代々木総合法律事務所 弁護士 鷲見賢一郎

昨年10月の消費税増税で、個人消費は落ち込み、国民生活はますます苦しくなっています。このような中で、解雇、雇止め、



パワハラ等の違法行為が横行し、また、「働き方改革」一括法が施行され、ただ働きのサービス残業、正社員と非正規労働者の間の格差の固定化、雇用の請負委託化＝労働者の権利のはく奪等が進行しています。

合理的な理由や社会的な相当性を欠く解雇は無効です。有期契約であっても何回も更新していれば、合理性や社会的相当性を欠く雇止めは無効です。パワハラやセクハラは中止させ、損害を支払わせることができます。時間外・休日労働をすれば、当然、使用者に残業代を支払わせることができます。正社員と非正規労働者の間で精皆勤手当、給食手当、通勤費、家族手当、扶養手当等の手当や一時金、退職金等で差をつけることは違法です。非正規労働者は、その差額を請求できます。事業主との契約が委託契約、請負契約であっても、労働者と同様の働き方をしていれば、労働法の適用を主張でき、残業代等を支払わせることができ、労災保険の適用も可能です。

相談にあたって労働法違反があるかどうか、事実関係を明らかにし整理することが有効です。日頃から労働基準法、労働契約法、労働組合法等の労働法を学習が重要です。使用者に違法行為を是正させ、損害等を支払わせるには、団体交渉の申入れをすることが第1歩。団交で解決の道筋をつけることが重要です。使用者の団交拒否は、労組法違反になり、およそ許されません。CU東京の皆さんが労働者の相談に寄り添い、「駆け込み寺」の役割をさらに発揮しようとされていることは全都の労働者を励まします。ご奮闘を期待します。

年末に労働相談、年内に解決した事件
CU江戸川

12月17日に区議からの紹介で労働相談を受けました。内容は、12月12日会社社長から「今月末日までの就労とし、明日から末日までは有給休暇の消化で入社におよばず」と事実上の解雇通告を受けた、との事でした。30歳独身女性、パート、期間の定めなし、時給は最低賃金の契約でした。その場で会社に「労働組合加入通知書」と「団体交渉申し入れ書」をFAXで送信、会社から団体交渉応諾の通知が到達、12月25日に団交を開催することになりました。24日に会社代理人弁護士からFAXで書面が到達、「当社が解雇したという事実はありません」とのすつ戻り内容でした。団体交渉に弁護士が出席し「解雇していない」との主張を崩さないで、「何でもいいから」として解決案を提示したところ、「当該の精神的苦痛を鑑みると早急に解決する方が良いでしょう」として、解決案を検討し、1月8日限り回答するとして団交を終了しました。すると同日の夕方に、弁護士から連絡が入り「回答金額」が提示されました。その後弁護士と交渉を行い、当該の希望する金額より高い金額で合意（賃金の10ヶ月分相当）、12月30日に振込まれ、当該に同日引き渡し、速攻で解決した珍しい事件でした。 CU江戸川 書記長：新木輝代

CU東京の助け合い共済

入院共済 病気・ケガの入院に見舞金を給付
一日当たり5000円の給付、4日以上対象
年間60日まで給付（65才まで）
65才以上は69才まで年間30日限度。

交通災害共済

組合員全員が対象で
交通事故死亡200万円。入院日額3000円。
実通院 日額1000円
詳しいことは支部・本部に問い合わせ下さい

「解雇無効、職場復帰」の判決にしたがわず、「偽装破産」で再び解雇 CU港

パチンコの機械など映像制作業務を行っている会社で「解雇されそうだ」と電話相談を受けたのは4年程前でした。速本人と会い、事情を聴いてCUみなとに加入。本人は前職で再三にわたり、社長から勧誘を受け、転職した人でした。ところが、早退職強要の理由は「取引先とのトラブル」「給料に見合う働きをしていない」「今後の改善が期待できない」など主張し、最終的に団体交渉の場で「最初示した内容で合意できなければ解雇」を通告され、裁判闘争になりました。

裁判では「顧客とのトラブル」や「職場の環境を乱す」など解雇理由がことごとく粉碎され、東京地裁は「解雇無効・職場復帰」とともに「退職強要でのパワハラ行為」を認めるほぼ完全勝利を勝ち取りました。しかし、会社は判決を不服として東京高裁に上告。東京高裁も地裁判決を求めました。会社は最高裁に上告を断念し、判決が確定しました。ところが会社は地裁判決後、着々と「会社破産」の準備をすすめ、最高裁への上告断念とともに「会社を破産」させ、ふたたび解雇の暴挙に出てきました。

その理由は「会社は赤字で存続不能」とともに「職場に戻ってくることをみんなが嫌がっている」など社長自らの責任を放棄し、もっぱら責任は本人になすりつけて開き直っています。現在、「債権者集会」で「偽装破産」の疑いがあるので管財人に問題点を指摘して継続中です。

同時に営業上も経理・総務業務や双方の役員配置など実質的に親会社への団体交渉を申し入れていますが、「資本関係」がないことを理由に「団体交渉」を拒否しています。この会社はいくつも同じような関係で会社を持ち、「子会社」テコに利益を増やしています。法律の隙間をぬっての責任逃れを許さず、解決に責任を果たすように求めています。

CU港 書記長 高橋 孝

第50回東京社保協総会

3月29日（日）10～16：30けんせつプラザ東京

学習 「総経済界」から都民福祉のための都政へ

講師 東京自治問題研究所 安達智則

話し合いで、職場復帰かちとる CU葛飾

語学教室で、講師として働く方が一方的に解雇を通告された。この解雇について本人は、まったく納得できないものでありました。

この解雇問題について、本人からCU葛飾支部に訴えがありました。早速、支部として本人に事務所に来ていただき、本人から詳しい話を聞き、組合に加入いただき、解雇撤回の手目の取り組みを始めました。

まず、なによりも理事者に対して、解雇という問題は労働者にとっては、死活問題であることを指摘し、解雇に至った経過をきちんと説明するよう要求しました。また、本人の要求も伝えました。都合3回の話し合いを行いました。話し合いには、CU本部の応援もいただき、話し合いを進めました。

話し合いの中で、理事者の側から、職場復帰の回答がありました。組合の取り組みで大きな成果を上げることができました。

CU葛飾 委員長 野口弘次



CU渋谷が新年会 2月8日 16人参加で開く

「CU渋谷の仲間との親睦を深めよう！」ということで新年会開く、手作り料理、ビール、ソフトドリンクを囲み、自己紹介と3分スピーチ、羽田新ルート超低空飛行などの話題も、あっという間に時間が過ぎ・・・お待ちかねのビンゴゲーム、景品は持ち寄りです！最後はみんなで歌って、元気になりました。

(CU渋谷 金子ますみ)

東京地評 春の拡大出陣式 2月20日

東京地評は、3月～5月までを「春の組織拡大月間」として、各組合が、現勢の5%増・実増をめざして取り組むことにしています。



各組合の経験を学んで、拡大月間の意思統一を図るため、2月20日、ラパスホールで出陣式を開催しました。CU東京は小倉委員長先頭に5人が参加しました。高木書記長が、「働く人が増えたが、働く環境は改善されていない。相談は若者、高齢者、青年、女性、障害者、外国人と多様になっている。みんなで力合わせ、労働者の権利守っていきましょう」と決意をのべました。



各組合の発言や経験、そして決意に学び、決意を固めました。

2020年4月からの東京都の 自転車保険加入義務化に備えましょう

東京労働共済会の自転車保険（家族全員補償）

特別加入キャンペーン実施中！

*** キャンペーン期間**
*** 2020年2月1日～4月20日**



申込日	補償期間	掛金
2/20まで	3/1～7/1	1,810円
3/20まで	4/1～7/1	1,470円
4/20まで	5/1～7/1	1,150円

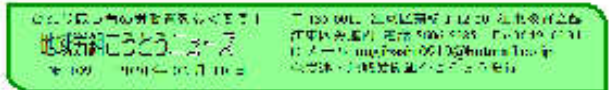
掛金は次のとおりです（現金払のみ）。7月以降は1年契約になります。年間5200円です

2月～4月、20日までの申込で、翌月1日より加入できます。ご希望の方はCU東京はにお申し込みください。

東京労働共済会 03-3943-0908
代理店・桜保険事務所 042-469-7517
(詳しいことは上記にお問い合わせください)

CU東京は東京労働共済会に加入しています。従来から自転車保険を案内、利用しています。今回のキャンペーンに取り組んでいます。この機会に加入を！

《組合員にニュースを届けよう！》



江東区労連 2020年新春旗開き盛大に開催！



1月27日、江東区労連新春旗開きが東京土建江東支部会館で開催されました。地域労組こうとうからは28名の組合員が参加し、食べて飲んで楽しいひと時を過ごしました。

★入江さんの腰痛、労災認定★

中井商店でトラック運転手として働いていた入江さんはフォークリフト運転中に事故をおこした事を理由に工場内作業に移され、腰痛を患い働けなくなり、雇い止めされました。組合として団体交渉を行いましたが決裂。労働審判を申立て、2019年6月に調停が成立しました。その後、腰痛について「いの健東京センター」の協力を得て、2019年8月に労災申請を行い、2019年12月に労災が認定されました。

※今後労災認定理由開示請求を行う予定です。

★江東2020国民春闘共同委員会発足・学習会

日時・2月17日(月) 18時30分開会

場所・江東区文化センター3F第1・第2研修室

★執行委員会兼組合員交流会

日時・2月26日(水) 19:00～

場所・江東区労連事務所

★怒りの地域総行動・集会

日時・2月28日(金) 18:45開会、19時20分出発

場所・城江公園

こうとう支部は、毎月はがきニュースを発行、組合員に活動を知らせ、参加を呼びかけています。各支部でメール、FAX、機関紙など発行し、組合のこと、仲間の声を届けよう。ニュースを発行しよう！

◇地域ユニオン会議（東京地評主催）

3月4日(水) 10:30 東京地評5階会議室

◇4.3市民と野党の共闘で都知事選挙をたたかう

4月3日(夜) なかのZERO大ホール

東京地評は先の第1回評議員会で都知事選をたたかう闘争本部を設置しました。当面上記の大集会を予定し、取り組みをすすめます。詳細は次号を参照下さい。

■安倍総理の詭弁・虚偽答弁には驚く人も、今では多くはないだろう。しかし、虚偽と詭弁は一段とエスカートしている。「桜を見る会」の答弁は前代未聞。今年は開花が早い。国民が1日も早い退陣を望むのは当然だ。

■今号も労働相談活動の特集した。若者、女性、障がい者、高齢者、そして外国人、相談の多様性が増している。CU東京は、寄せられる相談に答える・「駆け込み寺」の役割を大事にしている。「あなたも労働相談員に！」内外に呼びかけたい。働く人の権利守ろう！